

保険料控除証明書の電子化について

2020年3月9日

一般社団法人 日本損害保険協会

地震保険とは

<概要>

- ▶ 地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的としている。
- ▶ 法律（地震保険に関する法律）に基づいて、政府と民間の損害保険会社が共同で運営している制度。
- ▶ 利潤を一切いわず、保険料は準備金として積み立てている。
- ▶ 地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする損害(火災・損壊・埋没・流失) に対して保険金をお支払いするもので、火災保険に原則自動付帯される（地震保険単独では契約できない。）。
- ▶ 居住用建物またはその建物に収容されている家財が対象。

<参考>

- ▶ 地震保険の2018年度付帯率（※1）は65.2%（※2）
- ▶ 地震保険の2018年度末保有契約件数は約19,005,841件（※2）

（※1）「付帯率」は当該年度中に契約された火災保険契約(住宅物件)に地震保険契約が付帯されている割合

（※2）出典は損害保険料率算出機構

地震保険料控除とは

<概要>

- ▶ ご契約者が払込んだ地震保険料が、その年のご契約者の所得から控除される。

<旧長期損害保険に係る経過措置>

- ▶ 2007年1月に地震保険料控除が創設され、従前の損害保険料控除は2006年12月末に廃止となった。ただし2006年12月末以前始期の保険期間10年以上の積立型保険は、従前の損害保険料控除の対象となる場合がある。

<所得控除限度額（地震保険料と旧長期損害保険料の合算）>

- ▶ 所得税 : 50,000円
- ▶ 個人住民税 : 25,000円

<所得控除手続きの概要>

- ▶ 毎年10月頃に控除証明書（ハガキまたは封書）がご契約者の手元に到着。
- ▶ 同証明書を添付書類として年末調整や確定申告を行う。

電子化の検討状況

- ▶ 地震保険料控除証明書は、損保各社が紙ベースでご契約者様へお届けしており、電子化により、お客様利便の向上や業務の効率化が期待できる。
- ▶ 損保業界では、電子化の推進に向け業界内に検討組織を設置し、電子化を含む地震保険料控除証明書発行業務を業界共同で実施することを視野に、業界共通基盤の構築を検討している。
- ▶ 電子化対応は、地震保険の性格に鑑み、損保各社の対応に差異が生じないよう、かつ極力低廉なコストで実現できるよう、検討をすすめている。
- ▶ 今後、実現方式の検討や費用対効果の検証等を経て、業界共同化の是非を決定する。